

10 月 1 日から幼児教育、保育の無償化がスタート…

☆対象児：3 歳児クラス～5 歳児クラス(ぶどう、もも、ばなな組)

- ・上記の子どもの教育標準時間**保育料が無償化**されます。
- ・給食費は、これまで通り有料です。
- ・ただし行事費や園の特定負担金は、対象外です。

☆市説明会～8/26 高城地区公民館 8/28 高崎福祉センター どちらも 19:00～です

①1 号認定を利用する子ども

1 号認定で、保育の必要性のない子ども

(当園の教育時間 9 時～3 時までを利用し、幼稚園型一時預かりを利用しない子どもさん)

- ・保育料が無償化
- ・給食費は、これまで通り有料です。
- ・ただし行事費や園の特定負担金は、対象外です。(遠足代、写真代、帽子代など)
- ・延長保育、単発の保育利用の場合は、今まで通り料金がかかります。(利用契約書参照)

☆市への提出書類は有りません。

◎現在 1 号認定で保育の必要性が有り、預かり保育を利用する子どもは、

②新 2 号認定となります。

(当園の教育時間 9 時～3 時までとその前後の預かりを利用する子どもさん)

- ・保育料が無償化
- ・給食費は、これまで通り有料です。
- ・預かり料は、これまで通り、園にお支払い下さい。しかし、支払った分は手続き後、全額市より補助されます。(10 月～3 月分の預かり料は、来年の 3 月末か 4 月に口座に返金の予定だそうです)
- ・ただし行事費や園の特定負担金は、対象外です。(遠足代、写真代、帽子代など)
- ・延長保育、単発の保育利用の場合は、今まで通り料金がかかります。(利用契約書参照)

☆提出書類～就労証明書と新 2 号の変更申請書

◎現在 1 号認定で、2 号へ認定変更をする子どもと

③2 号認定となります。

- ・保育料が無償化
- ・給食費は、これまで通り有料です。
- ・ただし行事費や園の特定負担金は、対象外です。(遠足代、写真代、帽子代など)
- ・延長保育の場合は、今まで通り料金がかかります。(利用契約書参照)

☆提出書類～就労証明書と認定変更届

◎今回の無償化は、なかなか難しいのですが、今後のために全世帯に便りを配布しました。該当のところは、個別にお話しします。その後に書類をお渡しします。

◎給食費と預かり料については、また、お便りします。

◎分からないところは、金丸まで…。

☆ぶらんこ 1 2 回の研修内容の準備物で、使い捨てではないお皿とありましたが、使い捨てでないコップも準備をお願い致します。